

議案第73号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について

資料2 資料1（4）その他の内訳

1 内訳内容

番号	項目	前回数量	今回数量	増減数量	増減額
①	交通誘導警備員	1,596人	1,067人	-529人	-9,159千円
②	工事現場仮囲い撤去	300m	50m	-250m	-1,203千円
③	工事一時中止に伴う費用	-	1式	+1式	+4,841千円
				合計	-5,521千円

2 上記1の増減理由

- ① 東側（阪急交差部側）からのみの工事車両の進入及び退出にしたことによる交通誘導警備員の配置計画変更に伴う減額。
- ② 工事現場仮囲いの一部を次期工事へ引き継ぐことによる撤去費の減額。
- ③ 工事請負契約書第18条（※1）に基づき、工事一時中止したことによる中止期間中の現場管理費を別途計上。

工事一時中止の要因は、先行工事との工程調整により工事用地の確保ができなかったこと、また現場発生土から基準値を超える特定有害物質が検出されたことにより、残土処分に係る関係機関協議や施工計画の検討に時間を要したため、延べ108日間の中止を指示した。

※1 工事請負契約書第18条（工事の変更、中止等）

甲（発注者）は、必要があると認めるときは、乙（受注者）に対して書面による通知により工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、工期若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用等を甲が負担しなければならない。

- 2 前項の規定による工期の変更については、甲乙協議して定める。
- 3 第 1 項の規定による契約金額の変更については、甲の設計単価を基礎として甲乙協議して定める。
- 4 甲は、第 1 項の場合において、乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、甲乙協議して定める。
- 5 工事用地等の確保ができない等のため、又は天災その他の不可抗力により工事目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は第 1 項の規定により工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。